

伊東市議会
新型コロナウイルス等感染症
対応マニュアル

令和2年11月

令和2年 8月

伊東市議会

1 趣旨

このマニュアルは、議員が行う、新型コロナウイルス等の感染症（以下「感染症」という。）の予防対策を定めるとともに、議員またはその家族が感染等した場合における取扱いについて定めることで、感染防止及び感染拡大を最小限にとどめることを図り、議会機能の停止を防ぐことを目的とする。

2 感染予防対策

議員は、次に掲げる事項に取り組むことにより、感染症予防に努めるものとする。

- (1) 厚生労働省の掲げる「3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）」を避けること。
- (2) 手指の消毒、手洗い及び咳エチケットを徹底すること。
- (3) マスクを着用すること。ただし、屋外においてソーシャルディスタンス（2メートル以上）を確保できる場合は、この限りでない。
- (4) 本会議、委員会をはじめとした公務がない日の登庁は、なるべく控えること。
- (5) 平常時における健康状態の把握をし、登庁をする際には、検温をした上で、発熱などの風邪症状がないことを確認すること。
- (6) 登庁時には、議員控室等の換気に努めること。
- (7) 議員控室等での面会等については、面会等を行うことを議会事務局（以下「事務局」という。）に伝え、面会者にも感染予防対策（マスクの着用、検温、手指の消毒など）を徹底していただいた上で行うこと。
- (8) 本会議をはじめとした議会の会議において、傍聴を希望する市民等に対し、「新しい生活様式」の実践を促すとともに、議会が取り組む感染予防対策への協力を求めること。
- (9) 県境をまたぐ移動については、県が示す不要不急の移動制限の基準を参考に判断をするものとし、同基準により慎重な行動を要すると指定されている地域への移動については、極力控えること。
- (10) 公共交通機関の利用に当たっては、混雑時を避ける、会話を控えるなど、「新しい生活様式」に基づいた利用を図ること。
- (11) 研修会等へ参加する場合には、十分な感染予防対策を講じること。

3 感染が疑われる症状がある場合

- (1) 議員は、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、事務局に報告の上、登庁を控えること。また、登庁時に発症した場合には、事務局に報告した上で直ちに帰宅し、自宅療養すること。なお、この場合において、発症した議員が使用していた控室への入室を極力控えるとともに、事務局は、感染予防対策を十分に講じた上で、使用物品等の消毒をするなど、必要最小限の措置を講じるものとする。
- (2) 議員またはその家族は、次に掲げる事項に該当する場合には、当該事項に定めるところにより対処し、その旨を事務局に報告すること。
 - ア 発熱等の風邪の症状が見られる場合 医療機関に相談するなど、適切な対処をすること。この場合において、感染者が多数発生している地域への移動歴があるなど、感染の不安がある場合には、保健所の相談窓口へ連絡し、その指示に従うこと。
 - イ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状がある場合または発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合 速やかに保健所の相談窓口へ連絡し、その指示に従うこと。
 - ウ 高齢者、妊婦または基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある場合で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合 医療機関に相談し、または、保健所の相談窓口へ連絡し、その指示に従うこと。
- (3) (2)アからウまでの規定に基づき、医療機関等を受診した場合には、議員は、その検査結果等を速やかに事務局に報告すること。

4 濃厚接触者の疑いがある場合

- (1) 議員またはその家族が、新たに感染者の発生が確認された場所、施設等への移動歴があるなど、濃厚接触者となる疑いがある場合には、議員は、速やかに事務局に報告した上で自宅待機すること。また、保健所の相談窓口へ連絡し、その指示に従うとともに、その旨を事務局に報告すること。
- (2) 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合には、議員は、その家族の体調を注視するとともに、家庭内での感染予防対策を徹底すること。
- (3) (1)の場合において、議員は、自己またはその家族が、保健所の判断により、濃厚接触者とならなかった場合には、その旨を事務局に報告すること。
- (4) (1)及び(3)の場合において、事務局は、当該議員から受けた報告事項を、議長に報告

すること。

5 濃厚接触者と特定された場合

- (1) 議員は、自己またはその家族が、保健所の判断により濃厚接触者と特定された場合は、保健所等の指示に従うとともに、速やかに事務局に報告すること。また、保健所等から連絡、指示があった場合には、その都度事務局に報告すること。
- (2) 議員またはその家族が、濃厚接触者と特定された後、保健所等の指示により、検査や自宅待機などの必要な措置を講じ、感染の疑いがないものと判断された場合には、議員は、その旨を事務局に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の場合において、事務局は、当該議員から受けた報告事項を、議長及び市が設置する感染症等対策本部（以下「市本部」という。）に報告すること。
- (4) 事務局は、全議員に対し、状況の逐次報告をすること。

6 感染が確定した場合

- (1) 議員は、自己またはその家族が感染症に感染したことが確定した場合は、保健所等の指示に従うとともに、速やかに事務局に報告すること。また、保健所等から連絡、指示があった場合には、その都度事務局に報告すること。
- (2) (1)の場合において、事務局は、当該議員から受けた報告事項を、議長及び市本部に報告すること。
- (3) 事務局は、全議員に対し、状況の逐次報告をすること。
- (4) 事務局は、保健所等の指示に従い、必要な感染症対策を講じること。

7 会議等の開催

- (1) 本会議、委員会等の会議の出席者またはその家族が感染症に感染した場合は、保健所による濃厚接触者の特定等の状況及び指示の内容を勘案し、議員及び事務局職員における感染拡大のおそれがないと判断した場合に、必要に応じて代表者会議及び議会運営委員会を開催し、本会議、委員会等の運営について、対応を協議すること。
- (2) 正副議長ともに感染した場合は、議会運営委員会委員長及び各会派代表者は、事務局と協議の上、対応を協議すること。

8 情報の収集、共有及び提供

- (1) 議員は、市に対し、情報の収集及び提供を行う際には、市本部及び市担当部署に直接問い合わせることなく、必ず事務局を通じて行うこと。
- (2) 事務局は、市本部及び市担当部署からの情報提供があった場合には、速やかに議長に報告した上で、全議員に情報提供すること。
- (3) 議員は、情報の錯綜、誹謗中傷、誤情報の発信等を避けるため、個人のSNS等により感染者等に係る情報発信をしないこと。なお、これに反した場合には、議長は、当該議員に対し厳重に注意するものとする。

9 その他

- (1) このマニュアルにおける報告及び代表者会議の開催については、感染予防対策の観点から、メールやウェブ会議をはじめとした非接触型ツールの活用をするなど、そのとき最も有効性及び実現性の高い手段を用いることについて、検討するものとする。
- (2) このマニュアルに定めのない事項及び疑義が生じたときは、代表者会議において協議するものとする。
- (3) このマニュアルは、必要に応じて見直すものとする。